

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	4-232
処分の種類	公益物件の除却、工事中止命令等			
根拠法令条例等・条項	共同溝の整備等に関する特別措置法第19条			
処分の概要	道路管理者は、占用の許可を受けた公益事業者の物件の敷設が政令で定める基準に適合しないときは、敷設に関する工事中止又は公益物件の改築、移転もしくは除去を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			